

ガス料金の改定

広報 4 月号にてお知らせしました。ガス料金の改定を 5 月 1 日(木)より、下記表のとおり実施しますので、ご理解をお願いします。

なお、平成 25 年 5 月請求分

の早取料金については、施行日である 5 月 1 日を基準とした日割計算により算定いたします。(図)

問 ガス事業課
☎(72) 1 1 3 1

高等技能訓練促進費事業等の対象が変りました

これまで、母子家庭の母が対象となっていた「高等技能訓練促進費事業」および「自立支援教育訓練給付金」について、平成 25 年 4 月から新たに父子家庭の父が対象に加わりました。

福祉士、保育士、理学療法士および作業療法士など

▼対象者
次の要件のすべてに該当する母子家庭の母または父子家庭の父です。

- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けていること、または当該手当の支給要件に該当する所得水準にあること
- ・資格取得を目的に 2 年以上の養成機関に修業就学する場合で資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両方が困難であると認められる

◇高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の就業支援や生活安定を目的として、資格を取得するために 2 年以上養成機関で修業する場合に、2 年を上限として給付金を支給するものです。

▼対象資格
看護師(准看護師)、介護

看護師(准看護師)、介護

交通安全手形「セーフティハンド」が寄贈



新入学児童を車から守るため、千葉県トラック協会(会長:西郷隆好氏)から 4 月 8 日、交通安全手形「セーフティハンド」530 枚を市に寄贈いただきました。

セーフティハンドは、ポリエステル製で黄色い手形をしており、「とまって」と大きく書かれています。

新 1 年生が横断歩道などを渡る際、手に持って掲げて使用しますので、見掛けましたら通行の際には特にご注意ください。

問 教育委員会管理課 学校教育室
☎(70) 0 3 7 2

ガス料金の改定

(表:料金改定内容)

■旧料金(4月30日まで)

	適用区分 (1カ月の使用量)	基本料金 (メーター1台につき)	旧単位料金 (1m ³ につき)
料金表 A	0m ³ ~ 25m ³	577.50円(税抜 550.00円)	73.40円(税抜 69.91円)
料金表 B	26m ³ ~ 250m ³	603.75円(税抜 575.00円)	72.34円(税抜 68.90円)
料金表 C	251m ³ ~	871.50円(税抜 830.00円)	71.27円(税抜 67.88円)

■新料金(5月1日から)

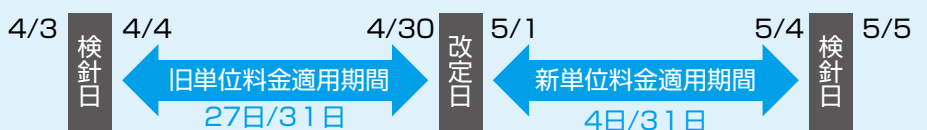
	適用区分 (1カ月の使用量)	基本料金 (メーター1台につき)	新単位料金 (1m ³ につき)
料金表 A	変更なし	変更なし	73.59円(税抜 70.09円)
料金表 B			72.53円(税抜 69.08円)
料金表 C			71.46円(税抜 68.06円)

一世帯あたりの 1 カ月平均使用量における早取料金の比較(税込)

使用量	旧料金	新料金	増加額
5 2 m ³	4, 3 6 4 円	4, 3 7 5 円	1 1 円

(図:5月請求分の日割計算について)

(例) 4 月検針日: 4 月 3 日 5 月検針日: 5 月 4 日 料金算定期間: 3 1 日間(4/4 ~ 5/4)



◇自立支援教育訓練給付金

・過去に訓練促進費等を受給していないこと

この事業は、高等技能訓練促進費と同様の目的をもって実施されており、対象教育訓練を受講し、修了した場合に経費の一部を支給するものです。

詳細は、問い合わせください。
問 子育て支援課 児童家庭班
☎(70) 0 3 3 1

交通事故などにも後期高齢者医療制度が利用できます

交通事故など第三者の行為によって病気やけがをした場合でも、届出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療制度が医療費を立て替えて、あとで加害者に費用を請求することになります。ただし、加害者から治療費

を受け取ったり、示談を済ませたりすると後期高齢者医療制度が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ずご相談ください。

なお、自損事故の場合は、一般的には給付対象になりませんが、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合

には、給付対象になりません。▼手続きに必要なもの

- ・第三者行為による傷病届一式
- ・保険証
- ・印かん
- ・事故証明書(警察から交付を受けてください) ※後日でも可

問 市民課 国保年金班
☎(70) 0 3 3 4

千葉県後期高齢者医療広域連合 給付管理課
☎ 0 4 3 (2 1 6) 5 0 1 3

ねんきん ナビ

年金受給者の住所変更

厚生年金や国民年金から年金を受けている方で住所変更をした場合は、すみやかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を年金事務所に提出してください。市民課への転入届や転居届だけでは、年金受給権者の住所変更届にはなりません。この届

出がされないと、現況届や年金の通知が正しく届かなくなりますので、ご注意ください。届出の用紙は、年金事務所、または市民課、白里出張所に備え付けてあります。そのほか年金受給中の方の手続きは次のとおりです。

氏名が変わったとき	受給者の氏名が変わった場合は、「年金受給権者氏名変更届」の届出が必要です。年金証書、住民票か戸籍抄本(あるいは市長の証明)、印かんが必要です。
年金の支払金融機関を変更したいとき	受け取る金融機関を変更する場合は、「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出します。年金事務所、または市民課、白里出張所に備え付けてあります。金融機関を変更したときは、その金融機関で変更届に証明を受けてください。
年金証書を紛失したとき	年金証書は、公的年金を給していることを証明する大切な書類で、受給者に対して交付されます。紛失した場合には、年金事務所に「年金証書再交付申請書」を提出します。市民課、白里出張所に申請のはがきがあります。

※ 共済組合から年金を受けている場合は、各共済組合に問い合わせください

問 千葉年金事務所 ☎ 0 4 3 (2 4 2) 6 3 2 0
市民課 国保年金班 ☎ (70) 0 3 3 4

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～終活しませんか～

「終活」という言葉をご存じでしょうか。よく聞く学生の「就活」ではありません。人生の理想的な最後を迎えるため、元気なうちから葬儀、遺言、遺産相続などの、段取りを行い、家族をはじめ周囲の人に迷惑をかけるよう準備することをいいます。

そして自分の人生の記録や残された人に伝えたいことを書き記す冊子を、エンディングノートといいます。書店などで気軽に購入することができます。

4人に1人が高齢者となった今、自分らしい人生の終わり方をプロデュースする人が増えています。内容が内容だけに、なかなかきっかけがないと書き始めることができない人もいますが、これを機に考えてみてはいかがでしょうか。

〈エンディングノートを残すメリット〉
・万が一のことがあっても残された

人が困らない。

- ・日常生活の便利ノートとしても使える。
- ・家族に対する愛情を伝えることができる。

◇5月の出張相談

- ① 5月10日(金) 13時30分~15時 老人福祉センター「コスモス荘」
- ② 5月17日(金) 13時30分~15時 白里公民館

◎ 高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

問 地域包括支援センター

☎ (70) 0 4 3 9
FAX (70) 1 0 9 3
在宅介護支援センター おおみ緑の里
☎ (73) 5 1 4 6
在宅介護支援センター 杜の街
☎ (70) 1 6 6 6